

日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質 25%未満）
に係る輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について

関税暫定措置法施行令別表第 1 の 42 の項及び56の項に掲げる物品（下表参照）については、令和 8 年度の初日から令和 8 年 7 月末日までの輸入数量が日 EU 経済連携協定（以下「日欧協定」という。）及び日英包括的経済連携協定（以下「日英協定」という。）に定められたセーフガード措置（以下「品目別 SG」という。）の輸入基準数量を超えることとなったため、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、本年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、品目別 SG が発動されることとなります。

項 名	経済連携協定	品 名
42	欧州連合協定 （日欧協定）	その他のホエイ※のうち 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの
56	英国協定 （日英協定）	その他のホエイ※のうち 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの

※その他のホエイ（同表第26の項参照）

関税率表第 0404.10 号の 1 に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第 0404.10 号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ、法第 8 条の 6 第 1 項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第 9 条第 2 項の譲許の便益の適用を受けるもの（第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる物品に限る。）以外のもの

発動後は、日欧協定及び日英協定の規定に基づき、以下の税率が適用されます。

品 目	輸入基準数量	令和 7 年 4-8 月 輸入数量	発動内容
ホエイ（乳たんぱく質 25%未満） （0404.10-126 0404.10-136） （0404.10-146 0404.10-166） （0404.10-176 0404.10-186）	日欧協定 3,544 トン 日英協定 3,544 トン	日欧協定 4,361 トン 日英協定 4,361 トン※	（通常時） 11%+17.6 円/kg 又は 15.4%+17.6 円/kg ⇒ （発動時） 23.8%+45.0 円/kg

※ 日英協定適用輸入数量には日欧協定適用輸入数量及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定適用輸入数量を含む（関税暫定措置法施行令第 19 条の 3）。